

○江南市立児童厚生施設等運営委員会規程

昭和44年7月1日

規程第1号

改正 昭和63年3月31日訓令第5号

平成7年12月28日訓令第9号

(目的)

第1条 この規程は、江南市立児童厚生施設等の管理及び運営に関する規則（昭和44年規則第7号）第5条に基づき運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 この委員の数は、次の各号に定めるところとし市長が委嘱する。

- (1) 児童委員 若干人
- (2) 学識経験者 若干人
- (3) その他団体役員 若干人

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会は、江南市立児童厚生施設等の円滑なる運営に関し市長の諮問に答申する。

(委員会の組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員会の招集)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から委員会の招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

第6条 委員長は、市長から諮問のあったときは、その都度委員会を開き、速やかに答申しなければならない。

- 2 委員会は、前項のほか委員長において、必要と認めたときはいつでも招集するこ

とができる。

- 3 委員長が委員会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(議決)

第7条 委員会の議事は委員の半数以上が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 委員長は、議事に関し、必要があると認めるときは、関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、交通児童遊園に置く。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日訓令第5号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月28日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。